

## 「第4回 架空請求・不当請求に関する関係省庁等担当課長会議」について

平成 17 年 5 月 23 日  
架空請求・不当請求に関する  
関係省庁等担当課長会議

「架空請求・不当請求に関する関係省庁担当課長会議」の第4回会合が平成17年5月16日に開催され、消費者トラブルの推移、同年4月8日に成立したいわゆる「携帯電話不正利用防止法」の概要、「ワン・クリックによる架空請求・不当請求」への対応状況等が報告され、意見交換が行われた。会議の概要は以下のとおり。

### 1. 消費者トラブルの推移等

架空請求・不当請求に関する消費者トラブルは、苦情相談件数に沈静化の兆しが見られるようになったとの報告があった。その一方で、件数・被害金額はいまだ小さいものではなく、引き続き、予断を許さない状況にあるとの指摘があった。

### 2. いわゆる「ワン・クリックによる架空請求、不当請求」への対応

架空請求・不当請求に関する消費者トラブルは、全体としては、減少の兆しが見られるが、迷惑メールなどを通じて、消費者の明確な契約同意を得ないまま有料サイト情報料を請求する「ワン・クリック架空請求・不当請求」が増加してきている旨の報告があった。

こうしたことを踏まえ、新たな対策として、「ワン・クリックによる架空請求・不当請求」について消費者への広報・啓発を促進するため、ポスターを関係省庁等により作成することとなった。

(以上)

出席省庁等：内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、国民生活センター

\* 本会議に報告された具体的内容については、別添会議資料を参照。